



BASIC日本語学院 御中

平成25年10月29日付けで御相談のありました件に関し、次のとおり回答します。

貴校から提出のあった資料等をもとに検討した結果、貴校について、「日本語教育機関の運営に関する基準」及び「日本語教育機関審査内規」に適合しない点は認められません。

ただし、この回答をもって、貴校に入学して教育を受けようとする留学生に係る在留資格認定証明書が必ずしも交付されるわけではありません。また、貴校がその時点で法務省告示をもって定められることを保証するものでもありません（在留資格認定証明書交付申請後の調査により、今回の判断の前提となったことと異なる事実が判明する等した場合は、告示により定められない可能性があります。）。

大阪入国管理局

（担当：留学・研修審査部門）

電話：06-4700-1111